

白門時評・法と社会

参議院議員選挙と裁判所

はしもと もとひろ
橋本 基弘 (法学部教授)

総選挙や参議院通常選挙が終わると同時に、全国の裁判所に定数不均衡を争う訴訟が提起される。いわゆる一票の格差をめぐる司法解決を求める訴えである。

最高裁判所は、これまで何度か国政選挙が憲法違反の状態で行われたことを指摘したこともある。その際、①投票価値の不平等が許されない格差にまで達していること、②格差是正のために必要な合理的な期間が過ぎていることを違憲判断の要件にしてきた。そして、①につき、衆議院では概ね2倍、参議院では4倍の格差を超えれば「違憲状態」にあるとの判断がなされてきたようである。2011年3月25日に判示された2009年8月30日総選挙は1対2.30の格差が違憲と判断されたが、その抜本的な是正がないまま2011年12月16日に行われた衆議院総選挙もまた、格差1対2.4倍が違憲と判断されている。この選挙後に公選法が改正され、衆議院は議員定数を5名減じた上で小選挙区の区割りも変更され、最大格差は1対1.77にまで縮小されている。私は、一票の重みは平等であるべきだ（1対1が原則）と考えているので、この改正でも違憲状態が解消されたとは見ていないが、より問題があるのは参議院である。

2010年に行われた参議院選挙について、最高裁は1対5の格差を違憲と断じている（最大判2012年10月17日）。しかし、その後も抜本的改正がなされないまま、2013年に行われた選挙の最大格差1対4.7について、最高裁は違憲状態であると判断した（最大判2013年11月26日）。前の選挙から3年が経過し、格差是正のために必要な努力は全く行われていないと考えられても仕方あるまい。

もちろん、参議院も何もしてこなかったわけではない。参議院の選挙制度協議会が議長宛に報告書を提出している（「選挙制度協議会報告書」2014年12月26日）。しかし、この報告書では、「次回選挙に向けて抜本的な改革を行う」ことが確認されただけで、何らの具体的進展を見ることもできなかった。厳しい見方をすると、「努力することだけが合意された」に過ぎないのである。

参議院選挙の制度について、先の2012年最高裁判決は、「選挙制度自体の見直しを含めた」改革を求めていた。しかし、上記報告書を見ると、現行制度を大前提にしての議論が大半を占めていたように思われる。平等選挙の原則を貫くのな

らば、今の選挙制度を見直すよう求められているにもかかわらず、参議院の議論はあまりに低調であったと言わざるを得ない。この状態が続くようならば、最高裁には、選挙自体を無効にすることも視野に入れてもらいたいと思う。

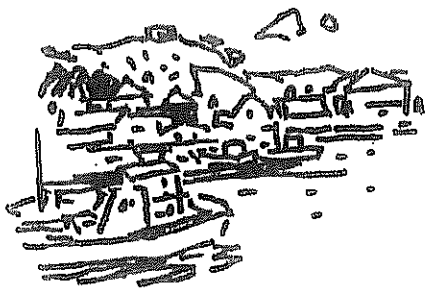
しかし、議員定数不均衡問題が抜本的に解決しない理由を各議院だけに押しつけるのはフェアではない。いったいどれほどの格差が開くと違憲となるのかの基準を明らかにしてこなかったことや合理的な期間を設定しただけの判決を書き続けてきた最高裁にもまた責任があるように思われる。格差3.99倍なら合憲で4倍なら違憲であることの根拠など、本当はどこにもない。1対1から離れることに合理的な根拠がない限り、平等選挙の原則には違反している。

民主主義と裁判所のあり方については、難しい問題がある。主権者国民が選んだ国会議員から構成される国会が法律を作るのだから、その法律を違憲と判断するには相当な根拠が必要とされる。裁判所は、ときに違憲判断を回避したり、合憲限定解釈を施すことで、民主主義と司法審査の調和を図ってきたといえる。それ自体は必要なことでもあるし、また望ましいことでもあるだろう。しかし、こと選挙制度については話が違う。

民主主義における司法審査の役割は、民主主義をきちんと機能させることにありと述べたのは合衆国最高裁判所の Stephen Breyer 裁判官である。民主主義が機能するための生命線は公正かつ平等な選挙が行われることである。選挙の不平等は民主主義が機能する前提を欠いていることに他ならない。この観点から見たとき、これまで最高裁がとってきた判決手法（違憲状態論や事情判決）は民主主義における裁判所の役割を放棄してきたと考えられても仕方がない。なるほど、選挙全体を無効にしたとき是正は誰が行うのかとか、無効な選挙で選ばれた代表が制定した法律はどうなるのかという問題はあるだろう。しかし、これらは技術的な問題に過ぎない（実際、最高裁は非嫡出子法定相続分が問題となった決定の中で、判決等により判決の効力を限定できることを認めている）。Frederick Schauer というアメリカ憲法の泰斗もまた“Judicial Review as a Device of Democracy”という論文の中で、民主主義を機能させるために違憲審査制があると述べている。

ゲームのルールがおかしいと言われているとき、実際のプレイヤーに是正を期待することがどこまで合理的なのだろうか。野球のルールを検討する日本野球規則委員会に現役の選手が含まれていたらどうであろうか。法の支配の観点からすると、プレイヤーにルールを作らせることは、まさにお手盛りになることが明らかである。

これと同じことが選挙制度にも当てはまる。憲法は、選挙区の定め方について国会に委ねているが、それは如何様にも決めて良いことを意味しない。それに、事情判決を繰り返すことは、憲法の規範性をも切り崩す危険性を持っている。国会が違憲判決を無視したとき、憲法改正という手続を経ることなく、憲法は葬り去られることを忘れてはならないと思う。



特集

卒業おめでとう

目次

an aspect

大学一年生の挑戦：導入演習ゼミ論文
小室夕里… 2

白門時評 ● 法と社会

参議院議員選挙と裁判所
橋本基弘… 4

□ 卒業おめでとう □

未来を切り拓いていく推進役に
酒井正三郎… 6

節目の年に
中島康予… 8

卒業生のみなさんへのはなむけの言葉
猪股孝史… 10

ご卒業おめでとうございます
開山憲一… 12

ご卒業おめでとうございます
佐藤健太郎… 14

資産価格の上昇とバブルの判断
—きつねが夢見たブドウ
安藤浩一… 16

ラブレー異論
—その1.
高橋 薫… 32

英語フォーラム (216)
エイリアンを想像するために
—なぜ英語を学ぶのか、あるいは
学ばなければならないのか
西 亮太… 48

オンデマンドスクーリング講義内容 … 60
導入教育 A・B のシラバス … 89

掲示板 …………… 91
支部欄 …………… 152
編集後記
柴田 憲司… 200

はくもんドーク

上瀧浩然さん

編集部